

社会福祉法人緑の丘福社会  
評議員、理事及び監事の報酬等支給基準

(目的)

第 1 条 この基準は、社会福祉法人緑の丘福社会評議員、理事及び監事の報酬等支給基準を定めることを目的とする。

(基準)

第 2 条 社会福祉法人緑の丘福社会定款第 8 条及び第 21 条の規定により、評議員、理事及び監事の報酬は、これを支弁しない。

附則

この基準は、2017 年 4 月 1 日より適用する。